

団体(大人)による専用使用利用案内

1 専用使用における多目的室等の使用方法等

(1) 多目的室等の専用使用基準

多目的室等の専用使用については、原則として市内の団体(要件は「1 用語の定義」を参照)によるものとする。使用に当たっては、「逗子市体験学習施設団体登録票」の提出が必要。

(2) 体験学習施設団体登録票(以下「団体票」という。)

ア 団体票は、毎年度提出。(有効期限・・・毎年度末)

イ 団体票を毎年度提出する理由は、次のとおり。

(i) 使用する団体の代表者との連絡用

(ii) 会員の構成、人数等の把握

(iii) 提出された団体票を基に閲覧用リスト更新用

(iv) 使用の許可、不許可等の判断資料

(3) 申請方法

ア 多目的室等を専用使用しようとする団体は、逗子市体験学習施設使用許可申請書(第1号様式。以下「許可申請書」)を提出する。

イ 前記の許可申請書の提出は次のとおりとする。電話での事前申込みは認めない。

(i) 使用を希望する日の属する月の2か月前の1日から14日(14日が休館日のときは翌日)まで申込みを受け付ける。1日が休館日のときはその翌日から受け付ける。

(ii) 2か月先の申込みは、規則第8条に規定する者の使用を優先して受け付けるものとし、団体間で使用日時が重複した場合、毎月申し込み終了日の翌日(以下「調整日」という。)に調整を行い決定する。

(iii) 多目的室等のうち前記(ア)による申込みがない多目的室等について、前記(イ)の調整日における決定後に規則第8条に規定する者の使用を含め先着順で受け付ける。この場合の申し込みができる期間は申込み月の末日までとする。

(iv) 使用の権利を譲渡又は転貸することはできない。

(4) 専用使用の許可

申請があったときは、その適否を決定し、申請した団体に対し、逗子市体験学習施設使用許可等決定通知書(第2号様式)により、通知しなければならない。

(5) 専用使用を決定するに当たっての調整等及び使用の許可

ア 使用する団体の性質、活動内容による使用の優先順位は、原則として次のとおりとする。

(i) 市及び市の機関が主催または共催する事業

(ii) 平日の子どもの居場所づくりを目的とした市内の団体

(iii) その他市内の団体

イ 専用使用する団体の使用回数による優先順位

(i) 原則として、月に1回定期使用する団体を優先し、2回から4回(月に同じ曜日が5日ある曜日であって、当該5日ある曜日の最終の曜日を5回目として使用する場合は5回)まで定期使用する団体は使用回数の少ない団体から順に優先する。

(ii)調整日の翌日以後で多目的室等が空いている日に使用希望がある場合は、月末までの間、先着での申込みを受け付ける。ただし、同一の団体が前記アの使用回数を含め1か月に使用できる回数は、4－イ－(イ)ただし書きのとおりとする。

2 専用使用の回数

1か月に使用できる回数は、原則として4回以内とする。また、調整日の翌日以降で、専用使用を希望する場合は、追加で2回に限り先着により申込みをすることができる。なお、申込みできる期日は調整月の末日までとする

* 「1か月に4回以内とする。」とは、使用の公平を図るため1使用単位(2時間)を1回と数え、これを原則4回以内としている。

例…週単位で1回使用することにより、月単位では4回以内の使用となる場合。多目的室4及び多目的室5を全面使用した場合も1回とする。

3 申込みの取り消し

ア 申込みの取り消しは、使用日の10日前までに行わなければならない(その期限後に許可申請書を提出したときは、使用する日の前日までとする)。

イ 使用日の10日前までに申込みの取り消しがない場合(その期限後に許可申請書を提出したときは、使用する日の前日まで)、1回使用したものとみなす。

(i) 使用の申込みの取り消しがあった多目的室等を別の団体が使用の申込みをしたときは、通常の使用の申込みと同様に扱うものとする。

(ii) 使用の申込みの取り消しの意思表示がないまま使用しなかった場合、前記と同様に扱うものとする。

ウ 専用使用しようとする日の10日前まで(その期限後に許可申請書を提出したときは、当該使用の許可を受けた日)に使用料を納付しない場合、前項と同様に1回使用したものとみなす。

4 施設使用料

(1) 施設使用料は、原則無料とする。ただし、専用使用の場合は有料とする。

・専用使用の利用料金

施設名称	単位	金額
多目的室1	1時間につき	500円
多目的室2	1時間につき	500円
多目的室4	半面1時間につき	400円
	全面1時間につき	800円
多目的室5	半面1時間につき	500円
	全面1時間につき	1,000円

※ 各室の使用時間は2時間単位とする。多目的室1・2は原則個別の使用とする。延長は1時間単位で使用可能(当日に限る)。使用状況、備品のチェック及び次の利用者に速やかに引き渡すことから終了時刻の10分前には諸室を空け、鍵を事務室へ返却するものとする。

※ 各室エアコンの使用は室温及び外気温度等に鑑み、施設の職員が判断し運転する。その場合の温度設定(夏季27℃、冬季21℃)とする。なお、多目的室5のエアコンの使用は、温度のほかに湿度を鑑み判断する。

※ 多目的室4は原則半面使用とする。ただし、定員(4A・35名、4B・40名)を超えた使用の場合は全面使用とする。

(2) 使用料の納付

ア 規則第8条第1項に規定する者(その他市長が適当と認めた者)に専用使用させる場合には、逗子市都市公園条例(以下「条例」という。)第6条の2に規定する使用料を納付させることができる。

イ 使用料は、専用利用しようとする日の10日前まで(その期限後に許可申請書を提出したときは、当該使用の許可を受けた日)に納付しなければならない。

(3) 設備利用料の納付

ア 設備利用料金は、規則別表に定める額とする。

イ 前項の利用料は、前納とする(使用料の納付にあわせる)。ただし、利用当日の追加及び超過の利用に係る利用料については、利用者は当該利用が終了した後、速やかに精算し、納付しなければならない。

(4) 使用料の減免(規則第14条)

ア 市及び市の機関が主催する事業(10割)

イ 市及び市の機関が共催する事業(5割)

ウ その他市長が特に必要があると認める場合(10割又は5割)

5 使用料の還付(規則第15条)

既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を次の次号に定める割合のとおり還付する。

ア 10割還付の場合

(i) 使用日の10日前まで(休館日の場合は翌開館日)に申出があったもの。

例…10月15日が使用日とした場合、10月5日までに申出があれば全額還付する。
10月5日が閉館日の場合は翌日になる。

(ii) 災害及び条例第5条第1項の規定により許可を受けた者の責によらない理由により使用することができなかつた場合。

(iii) 施設の管理の都合により、市長が許可を取り消した場合。

イ 5割還付の場合

その他市長が特別の理由があると認められた場合。

ウ 還付しない場合

専用使用する日の10日前より後に申込みをし、キャンセルする場合。

エ 還付の方法

還付は現金にて行う。ただし、使用料に変動がない部屋の間での変更は認める。その際のキャンセル料は発生しない。

6 体験学習施設使用票の提出

施設を使用する者の利用状況について、統計的に把握する必要があるため作成するため、多目的室等を使用した者に、使用后速やかに体験学習施設使用票を提出してもらう。

7 多目的室等を使用する権利の譲渡、転貸及び交換

(1) 多目的室等を使用する権利は、譲渡又は転貸することができない。

(2) 多目的室等を使用する団体間での多目的室等の交換について、施設は一切調整を行わない。仮に団体間同士で調整がついたとしても多目的室等の変更に伴う団体間でのトラブルについて施設は一切責任を負わない。また、使用料の返金及び還付はしない。

(3) 前記(2)については、多目的室等の変更に伴う使用料の差額については、返金及び還付の対象とならない。

例…多目的室4(半面使用)から多目的室1に変更した場合、変更届とその差額200円を徴収することで使用可。